

## 基本法第22条関係

### 民間の団体に対する援助

#### A. 早期支援団体

犯罪被害者支援において直接援助による早期支援が実行されることは大きな意味を持つ。また民間組織の柔軟性が生かされる分野でもある。しかし早期支援を実質的に全国で行っていくには、強力な支援組織が必要である。全国になかなか広がらない理由の一つはそこにあるだろう。いつでも早期支援にかかわれる力のある人材を支援組織においておくには研修だけではなく、人材の確保のためにある程度のペイが必要であると考える。有給ボランティアの形で支援組織の核となる人材を育てることが必要であろう。

現在の警察のあり方、被害者支援ネットワークに所属する支援団体の特徴から考えて、早期支援を行おうとすれば、警察からの情報が必要であり、警察としてもこのような情報を提供するためには、組織に警察との連携を求めるのは理解できる。早期支援団体をこのような組織として位置づけるのならば、各都道府県警察は団体への更なる支援を行う必要があると考える。

#### B. 被害者支援団体への援助

一方、被害者の支援団体には多くの種類があり、犯罪被害の当事者の会もあれば、性暴力被害や児童虐待、DVに対して活動している。規模も歴史もさまざまであるが、このような団体はさまざまな立場で被害者に関わっている。警察庁の意見などにおいて述べられている「民間被害者支援団体」は、その一部に過ぎない。

筆者が知っている領域で述べれば、例えば、フェミニストカウンセリング学会（会員数750名 NPO 法人を含む 代表河野喜代美）NPO 法人女性の健康と安全に関する支援教育センター（会員数約400名、代表角田由紀子）といった民間組織は多くの支援専門家を有し、定期的に教育研修の機会を持ち、実際に被害者支援にかかわる人たちを育てている。このような規模で運営されている組織に対して、経済的支援が少ないことが、日本の被害者支援における問題である。

一定の基準（犯罪被害者に対する活動の実績、組織、財務報告など）を満たした組織には、経済的支援を行う仕組みを作る必要がある。現在そのような資金を得ようとしても、公的な資金はほとんどなく、数少ない民間資金も「研究費」の枠組みのものが多く、実践活動では取得できない状況がある。諸外国とわが国と比較したばあいに、ボランティアの活動の厚みの違いがよく語られるが、実際に支援の現場にいと、一番大きな差は、熱意の差ではなく経済的な支援の得にくさなのである。民間支援組織を活用していく方向にあ

るのであれば、このような経済的支援を制度化する必要がある。各都道府県で、被害者支援活動を行う団体に対し活動助成を行う制度を設けるよう、国から指導していただきたい。

22 条に関しては総務省から「犯罪被害者支援のための自助グループへの支援措置はすでに一部の地方公共団体において実施されているところである。地方公共団体においては今後とも地域の状況を勘案して各地方公共団体が財政支援を行うかどうか自主的に判断するものと考えている。」「被害者支援に関して行政の取り組むべき事務は、犯罪被害者基本法の規定に基づき行われることとなっている。地方公共団体は法令の規定を尊重しつつ適切な対応をなすものとする。」という意見が出されているが、自助グループへの支援は現状では少数にとどまること、法令の規定を遵守するならば、支援はより強力に行われねばならないことを確認してほしい。